証券コード 1868 平成27年6月24日

株主各位

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 三井ホーム株式会社 代表取締役社長 市 川 俊 英

# 第41回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第41回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬具

記

- 報告事項 1. 第41期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2. 第41期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 計算 書類報告の件

本件は、上記につき、各内容を報告いたしました。

#### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、当期の期末配当金は1株に つき8円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。なお、変更の内容は 4頁に記載のとおりであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

本件は、市川俊英、長谷 裕、清野秀樹、山本 実、三ツ井泉 二、中村研一の6氏が再選され重任し、新たに六鹿正治氏が選任 され就任いたしました。

なお、六鹿正治氏は、社外取締役であります。

#### 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、退任取締役 野沢健延、井上保夫の両氏に対し、当社 所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することと し、その具体的な金額、時期、方法等は、取締役会に一任するこ とに承認可決されました。

以上

なお、本総会終了後開催された取締役会において、代表取締役が選定され、就 任いたしました。その結果、新役員体制は次のとおりとなりました。

代表取締役社長		市	JII	俊	英	取	締	役	六	鹿	正	治	
取	締	役	長	谷		裕	常	勤監	查 役	Ш		信	行
取	締	役	清	野	秀	樹	監	査	役	渡	辺	康	明
取	締	役	Ш	本		実	監	査	役	諏	訪	公	宏
取	締	役	三兴	ソ井	泉	=	監	査	役	伊	藤	茂	昭
取	締	役	ф	村	研	_							

- (注) 1. 取締役の六鹿正治氏は、社外取締役であります。
  - 2. 監査役の諏訪公宏、伊藤茂昭の両氏は、社外監査役であります。

### 期末配当金のお支払いについて

第41期期末配当金(1株につき8円)は、同封の「期末配当金領収証」により、払渡しの期間内(平成27年6月25日から平成27年7月31日まで)に最寄りのゆうちょ銀行または郵便局でお受け取りくださいますようお願い申しあげます。また、口座振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を同封しておりますので、内容をご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、同封の「配当金計算書」は、配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の添付書類としてご使用いただけます。

以上

## 「第2号議案 定款一部変更の件」に関するご参考

当社定款は、次のとおり変更されました。

(下線は変更部分)

変更前	変更後						
	_(取締役の責任免除)_						
(新 設)	第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規						
	定により、任務を怠ったことによる取締						
	役(取締役であった者を含む。)の損害						
	賠償責任を、法令の限度において、取締						
	<u>役会の決議によって免除することがで</u>						
	<u>きる。</u>						
	2. 当会社は、会社法第427条第1項の規						
	定により、取締役(業務執行取締役等で						
	ある者を除く。)との間に、任務を怠っ						
	たことによる損害賠償責任を限定する						
	契約を締結することができる。ただ						
	し、当該契約に基づく責任の限度額は、						
	法令が規定する額とする。						
第 <u>29</u> 条~第 <u>36</u> 条(条文省略)	第 <u>30</u> 条〜第 <u>37</u> 条(現行どおり)						
(社外監査役の責任限定契約)	(監査役の責任免除)						
第 <u>37</u> 条 (新 設)	第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規						
	定により、任務を怠ったことによる監査						
	役(監査役であった者を含む。)の損害						
	賠償責任を、法令の限度において、取締						
	役会の決議によって免除することがで						
	<u>きる。</u>						
当会社は、会社法第427条第1項の規	2. 当会社は、会社法第427条第1項の規						
定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任務を	定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠っ						
怠ったことによる損害賠償責任を限定							
する契約を締結することができる。た	契約を締結することができる。ただ						
だし、当該契約に基づく責任の限度額	し、当該契約に基づく責任の限度額は、						
は、法令が規定する額とする。	法令が規定する額とする。						
第 <u>38</u> 条~第 <u>41</u> 条(条文省略)	第 <u>39</u> 条〜第 <u>42</u> 条(現行どおり)						





